インフルエンザ登園届

光明府中南保育園 園長殿

クラス 園児名

登園基準以上の期間が経過し、症状も回復し、集団生活に支障がない状態となりましたので、 年 月 日より登園いたします。

*発症日:

年

月

日 受診先所在地

*診断日:

年

月

受診した病院名

保護者氏名

*解熱日:

年月

 \Box

Н

※登園初日、職員にインフルエンザ登園届を 手渡しして下さい

※インフルエンザ登園届が確認できない場合、 登園基準を満たさない場合は登園できません。 ⑪またはサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場ですあり、感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できます。感染力のある期間に配慮し、保育園生活が可能な状態となってから登園して頂きますようご配慮ください。

<登園基準> 厚生労働省による出席停止期間

病名	感染可能期間	登園基準
インフルエンザ (インフルエンザ様症状を含む) (予防的にインフルエンザ薬を	時間~発症後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し(発症した日 を0日)かつ乳幼児は解熱した後3日
処方された場合も含む)		を経過する迄(解熱した日を0日)

【 出席停止日数の数え方 】

①「発症した後5日を経過」 ※ 発症した当日は0日となり翌日から数えます。

発症日	1日目	2日目	3日目	4 日目	5日目	登園可
(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)

②「乳幼児は解熱した後3日を経過」 ※ 解熱した日は0日とし翌日から数えます。

発熱	解熱	1日目	2日目	3日目	登園可
(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)

- * ①と②両方を満たした日から登園が可能になります。
- * 同居する家族内で診断を受けた方がいる場合、お子様が潜伏期間 に入っている可能があります。感染拡大予防の為、出来るだけ家 庭保育をお願いします。登園されても保育中に体調に変化があっ た場合は、速やかにお迎えに来ていただきますようご協力ください。

